

**横浜シティ・エア・ターミナル（YCAT）への
飲料等自動販売機設置及び電照看板広告掲出事業者募集要項**

（この募集に参加するためには事前の申込が必要です）

2021 年 3 月実施

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社

物件貸付場所（飲料等自動販売機設置・電照看板広告掲出）一覧表

■貸付期間 2021年7月1日から2026年3月31日まで

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数・ 枠数	貸付面積 (㎡)	販売手数料歩合率＋ 電照看板広告最低掲出料
1～3	横浜市西区 高島二丁目19番12号 スカイビル1階 YCAT内 (貸付場所は別紙参照)	自販機 5台 広告 3箇所	5.36㎡	販売手数料最低歩合率 20%以上 電照看板広告最低掲出料※ 年間1,480,000円(税別) ただし、初年度は上記金額の 3/4の金額とする。 <u>※減免措置あり</u>

※減免措置について

2021年度は、1者あたりの期間内合計自動販売機販売額がコロナ禍販売見込額3,885,000円(5,180,000円×3/4(税込))に満たないときは、設置事業者が提案した2021年度年間電照看板広告掲出料を30%減免する。

2022年度以降は、1者あたりの上半期又は下半期の各期間内合計自動販売機販売額がコロナ禍販売見込額2,590,000円(5,180,000円×1/2(税込))に満たないときは、設置事業者が提案した年間電照看板広告掲出料は、その期間において30%減免する。なお、年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

コロナ禍販売見込額5,180,000円(税込)の設定根拠

1者あたりの年間自動販売機販売額設定根拠 5,180,000円(税込)

2019年度自動販売額総額 22,189,000円(税込) ÷ 3者 × 0.7 (コロナ禍売上3割減見込)

選定スケジュール

内 容	期 間
質問受付期間	2月10日（水）から2月19日（金）まで
施設案内（現調）	2月15日（月）から2月19日（金）まで ※施設案内（現調）が必要な場合は事前にご予約ください。
質問回答予定日	2月15日（月）までの質問には2月17日（水）までにホームページに掲載します。 2月16日（火）から2月19日（金）までの質問には2月26日（金）までに随時ホームページに掲載します。
提案書の提出	3月15日（月）から3月23日（火）まで
選定委員会の開催日 （応募提案者プレゼンテーション実施）	3月26日（金）（予定） 09:30 から 15:00 の間で、当社が指定します。
結果の公表	3月31日（水）頃にホームページに掲載
結果の通知	3月31日（水）頃に通知発送
契約締結	4月
販売機の設置準備	契約締結後から6月末まで
電照看板広告掲出準備	契約締結後から6月末まで
販売機の設置施行（営業開始） 貸付の開始	7月1日（木）
電照看板広告掲出 貸付の開始	7月1日（木）

横浜シティ・エア・ターミナル（YCAT）への飲料等自動販売機設置及び 電照看板掲出事業者募集要領

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社では、YCAT（バスターミナル）施設内において、以下のとおり、飲料等自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置及び電照看板広告掲出事業者を募集します。

なお、この募集要項内において、自動販売機の設置及び電照看板掲出事業者は「設置者」、横浜シティ・エア・ターミナル株式会社は「施設管理者」と記載します。

1 募集の概要

別添仕様書のとおり

2 応募資格・条件

- (1) 本要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、自動販売機及び飲料容器等の回収容器を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業を行うとともに広告掲出を行う資力、能力等を有する者であること。
- (2) 良質な商品及びサービスを安定して提供できる能力と実績を有する者であること。
- (3) 過去に複数年にわたり、自動販売機による自動販売に関する業務を健全に運営している者であること。
- (4) 経営不振の状況（破産手続、更生手続、再生手続の開始がされている、又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付期間

2021年7月1日から2026年3月31日まで

(2) 貸付場所

ア 自動販売機設置貸付場所

自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

イ 電照看板広告掲出貸付場所

自動販売機取扱商品の宣伝、設置者または設置者のグループ会社のブランディング広告の用途に供さなければなりません。

(3) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。販売した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

- ア 自動販売機設置貸付場所を自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。
- イ 電照看板広告貸付場所を自動販売機取扱商品の宣伝、設置者または設置者のグループ会社のブランディング広告宣伝以外の用途で使用する事。
- ウ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置する事。
- エ 貸付物件を第三者に転貸する事。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡する事。
(自動販売機のオペレーション業務をグループ会社及び委託業者で行うことは可とする。また、広告掲出をグループ会社が行うことを可とする。)
- オ 貸付物件に設置した自動販売機においてたばこを販売する事。

(4) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1か月ごとに取りまとめ、売上報告書(電子データ可)を提出する事。なお、提出時期については、別途協議する。

(5) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、施設管理者が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置者は施設管理者に協力しなければなりません。

(6) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、自動販売機設置運営事業及び電照看板広告掲出に必要な費用は借受人等が負担するとともに、契約期間終了までに、施設管理者の承認がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 提案書の提出

(1) 提出について

期日までに、(3)に示す申込に必要な書類の提出をもって、参加申込みとみなします。提案書一式については、別紙「提案書の提出について」に基づき、所定の様式で作成してください。なお、提出書類は、返却しません。

ア 提出期間 2021年3月15日(月)から3月23日(火)まで(土日・祝日を除く)

受付時間 午前9時30分から午後5時00分まで

(正午から午後1時を除く)

イ 提出場所 横浜市西区高島二丁目19番12号 スカイビル15階

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社

ターミナル事業部 営業課

ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送、電子メール等による受付は行いません。

直接ご来社してお申し込みください。

(2) 参加可能な形態

参加できる者の形態は、単体事業者又は構成員数2人以上による共同企業体とし

す。共同企業体により入札に参加しようとする者は、「2 応募資格・条件」を満たした者により構成され、次の要件を満たさなくてはなりません。

ア 各構成員は、本入札において、同時に2者以上の共同企業体の構成員になることができない。

イ 構成員の数は2者以上とする。なお、出資比率の大きい者を代表構成員とすること。

(3) 申込に必要な書類

以下の書類を提出してください。共同企業体の場合、代表者名を記載するものについては代表構成員名で作成、「ウ～オ」については、全構成員分を提出してください。

ア 提案書一式（提案書表紙、様式1、様式2）

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式3）※共同企業体の場合のみ提出

ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

エ 代表者の印鑑証明書

オ 財務諸表の写し（直前2年間分）

カ 設置を希望する自動販売機の資料

(4) 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とします。

ア 「2 応募資格・条件」に定める入札参加資格のない者が提出した書類

イ 所定の提案書以外で提出した書類

ウ 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない書類

エ 虚偽の記載があった書類

オ その他募集要項において無効とするもの

(5) 参加資格の有無及び喪失

前記(4)の条件により提出書類が無効となった場合、参加は認められません。

また、参加資格があると認められたものが、前述「2 応募資格・条件」の各号のいずれかの資格を欠いたときも、参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

2021年2月10日（水）から2月19日（金）まで

受付時間 午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時を除く）

(2) 質問提出方法

質問書（所定様式）を4（1）イに記載の場所に持参または郵送もしくは電子メールでの送付とします。

電子メールアドレス：eigyoka@ycat.co.jp

(3) 回答予定日

質問に対する回答は2021年2月26日（水）までに、横浜シティ・エア・ターミナルホームページ（URL <https://www.ycat.co.jp>）のトップページにあるお知らせ欄に掲載いたします。

6 設置者の決定方法

公募型プロポーザル方式により設置者を選定します。公募参加者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーションにおいて、提案された内容について、横浜シティ・エア・ターミナル自動販売機設置及び電照看板広告掲出事業者選定委員会が審査を行い、要件に該当する公募参加者のうち、自動販売機エリアAゾーン1、Aゾーン2及びAゾーン3毎に順位を決定し、その順位が高い者から設置候補者として決定する。なお、同一業者は、最大2物件まで獲得できるものとする。合計点数（以下「総得点」という。）の最も高い3者を設置候補者として決定します。総得点の算定方法は、別紙「提案書の提出について」に示すとおりです。なお、プレゼンテーションは、2021年3月26日（金）に開催します。

※選定された3者のうち、総得点の高い者から自動販売機エリアAゾーン1、Aゾーン2、Aゾーン3以外の各エリア内から希望の物件を選んでいただきます。

7 設置者の決定時期及び結果の通知

選定委員会開催日から6日以内に設置者を決定し、決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知します。2021年3月31日（水）頃に、通知を発送する予定です。

8 契約の手続等

設置者決定後、協議します。

9 自動販売機等の設置の手続等

契約締結後、借受人は原則として2021年7月1日（木）から自動販売機等設置運営事業を開始できるよう、準備を行っていただきます。

なお、具体的な設置スケジュールについては、施設管理者と協議のうえ決定します。

10 審査結果の公表

2021年3月31日（水）以降ホームページで公表します。

【参考資料】

・ 自動販売機販売実績（2019年4月～2021年1月）

売上実績（千円・税込）

設置エリア	自動販売機設置場所	2019年度 (4月～3月)	2020年度 (4月～1月)
エリアA	第1ロビー（8台）	14,931 (1台平均 1,866)	4,914 (1台平均 614)
エリアB	第2ロビー（3台）	2,694 (1台平均 898)	689 (1台平均 229)
エリアC	第3ロビー・ ピロティ4番のりば（3台）	1,706 (1台平均 568)	664 (1台平均 221)
エリアD	ピロティ1番のりば（4台）	2,858 (1台平均 714)	1,267 (1台平均 316)
合 計（18台）		22,189 (1台平均 1,267)	7,534 (1台平均 418)

※売上実績は各社からの入金手数料から算出した推計値

・ 電照看板広告掲出料（2019年4月～2021年3月）

自動販売機設置事業者関連の掲出料額

（千円・税別）

2019年度（4月～3月）	2020年度（4月～3月）
4,279	4,295

・ YCAT バス利用者数（2019年4月～2021年12月）

（千人）

路線分類	2019年度 (4月～3月)	2020年度 (4月～12月)
成田空港線（第2ロビー）	494	27
羽田空港線（第1ロビー）	1,489	384
空港線以外の路線	1,692	739
合計	3,676	1,150

